

小山町教育委員会事務局組織規則新旧対照表案

現行	改正案												
<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に教育部を置く。</p> <p>2 教育部に次の表の左欄に掲げる課を置き、課に右欄に掲げるスタッフを置く。</p> <table border="1" data-bbox="266 620 1050 841"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>スタッフ名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育課</td> <td>教育総務スタッフ、こども育成スタッフ</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>生涯学習スタッフ、施設管理スタッフ</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 次の各号に掲げる教育機関等は、当該各号に定める課が所管する。</p> <p>(1) 小山町保育所条例(昭和39年小山町条例第36号)第2条に規定する保育所 <u>学校教育課</u></p> <p>(2) 小山町幼稚園条例(昭和39年小山町条例第34号)第2条に規定する幼稚園 <u>学校教育課</u></p> <p>(3) 小山町立小学校条例(昭和39年小山町条例第32号)第2条に規定する小学校 <u>学校教育課</u></p> <p>(4) 小山町立中学校条例(昭和39年小山町条例第33号)第2条に規定する中学校 <u>学校教育課</u></p> <p>4 略</p>	課名	スタッフ名	学校教育課	教育総務スタッフ、こども育成スタッフ	生涯学習課	生涯学習スタッフ、施設管理スタッフ	<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に教育部を置く。</p> <p>2 教育部に次の表の左欄に掲げる課を置き、課に右欄に掲げるスタッフを置く。</p> <table border="1" data-bbox="1162 620 1946 812"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>スタッフ名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こども育成課</td> <td>教育スタッフ、育成スタッフ</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>生涯学習スタッフ、施設管理スタッフ</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 次の各号に掲げる教育機関等は、当該各号に定める課が所管する。</p> <p>(1) 小山町保育所条例(昭和39年小山町条例第36号)第2条に規定する保育所 <u>こども育成課</u></p> <p>(2) 小山町幼稚園条例(昭和39年小山町条例第34号)第2条に規定する幼稚園 <u>こども育成課</u></p> <p>(3) 小山町立小学校条例(昭和39年小山町条例第32号)第2条に規定する小学校 <u>こども育成課</u></p> <p>(4) 小山町立中学校条例(昭和39年小山町条例第33号)第2条に規定する中学校 <u>こども育成課</u></p> <p>4 略</p>	課名	スタッフ名	こども育成課	教育スタッフ、育成スタッフ	生涯学習課	生涯学習スタッフ、施設管理スタッフ
課名	スタッフ名												
学校教育課	教育総務スタッフ、こども育成スタッフ												
生涯学習課	生涯学習スタッフ、施設管理スタッフ												
課名	スタッフ名												
こども育成課	教育スタッフ、育成スタッフ												
生涯学習課	生涯学習スタッフ、施設管理スタッフ												

(課の分掌事務)

第 3 条 前条に規定する課の分掌事務の概目は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 部内各課等の連絡調整及び部内の予算等の事務の統括に関する事務は、学校教育課が所掌するものとする。
- 3 主管の明らかでない事務があるときは、教育長がその主管を定める。

別表第 1(第 3 条関係)

1 学校教育課

(1)～(12) 略

(13) 幼児教育に関すること。

(14) 放課後児童クラブに関すること。

(15) 保育ママに関すること。

(16) その他学校教育に関すること。

2 生涯学習課

(1)～(38) 略

(課の分掌事務)

第 3 条 前条に規定する課の分掌事務の概目は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 部内各課等の連絡調整及び部内の予算等の事務の統括に関する事務は、こども育成課が所掌するものとする。
- 3 主管の明らかでない事務があるときは、教育長がその主管を定める。

別表第 1(第 3 条関係)

1 こども育成課

(1)～(12) 略

(13) 幼児教育に関すること。

(14) 児童福祉に関すること。

(15) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。

(16) 児童遊園地に関すること。

(17) 母子福祉に関すること。

(18) 子育て支援センターに関すること。

(19) 放課後児童クラブに関すること。

(20) 保育ママに関すること。

(21) その他学校教育に関すること。

2 生涯学習課

(1)～(38) 略

(39) 総合文化会館（以下「会館」という。）において、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（会館の休館日を除く）における午前8時30分から午後5時15分までの住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に関すること。

別表第2(第4条関係)

主たる担当を置くことができる組織		名称
学校教育課	教育総務スタッフ	総務担当
	こども育成スタッフ	育成担当
生涯学習課	生涯学習スタッフ	文化体育担当、社会教育担当、図書館担当
	施設管理スタッフ	施設管理担当

別表第3(第10条関係)

- (1) 略
- (2) 個別専決事項

課名	専決事項	部長	課長	園長
学	ア～ト 略			

(39) 総合文化会館（以下「会館」という。）において、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（会館の休館日を除く）における午前8時30分から午後5時15分までの住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に関すること。

(40) 特定非営利促進法（NPO法人）に関すること。

別表第2(第4条関係)

主たる担当を置くことができる組織		名称
こども育成課	教育スタッフ	教育担当
	育成スタッフ	育成担当
生涯学習課	生涯学習スタッフ	文化体育担当、社会教育担当、図書館担当
	施設管理スタッフ	施設管理担当

別表第3(第10条関係)

- (1) 略
- (2) 個別専決事項

課名	専決事項	部長	課長	園長
こ	ア～ト 略			

校 教 育 課	ナ 幼稚園及び保育園の軽易な事務処理			○
	三 放課後児童クラブ入退会の決定		○	
	ヌ 放課後児童クラブ保育料の減免		○	
	ネ 保育ママの認定	○		
生 涯 学 習 課	ア～ヨ 略			
	ラ 社会体育事業の計画の決定	○		/

備考 「○」は、当該事項について専決権限があることを示す。

ど も 育 成 課	ナ 幼稚園及び保育園の軽易な事務処理			○
	ニ <u>母子家庭等医療費助成に係る第三者行為による損害賠償の請求</u>		○	
	ヌ <u>各種助成、扶助及び給付事業の決定及び認定</u>		○	
	ネ 放課後児童クラブ入退会の決定		○	
	ノ 放課後児童クラブ保育料の減免		○	
	ハ 保育ママの認定	○		
生 涯 学 習 課	ア～ヨ 略			
	ラ 社会体育事業の計画の決定	○		/
	リ <u>特定非営利促進法（NPO法人）に関する調整</u>	○		/
	ル <u>特定非営利促進法（NPO法人）に関する調査及び研究</u>		○	/

備考 「○」は、当該事項について専決権限があることを示す。